

## 介護療養病床の転換について

介護療養型医療施設である青梅慶友病院から、介護療養病床の445床のうち59床について、介護付有料老人ホームに転換したいとの申出があった。

国が進めている令和5年度末までの介護療養病床の廃止を受けた対応であり、青梅市介護保険運営委員会に協議し決定した、改正後の「青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針」第2項(1)イ(イ)に位置付けたとおり、既存施設に限り転換後の施設として、有料老人ホームを認めていることから、承認したい。

なお、既存の有料老人ホームを住宅型から介護型に転換するものであり、新たな施設整備は行わないとのことである。

## (概要)

## 1 転換に伴う施設別定員数

|           | 転換前     |      | 転換後     |      | 増減  |
|-----------|---------|------|---------|------|-----|
| 青梅慶友病院    | 介護療養病床  | 445名 | 介護療養病床  | 386名 | △59 |
|           | 医療療養病床  | 291名 | 医療療養病床  | 291名 | 0   |
| 慶友ガーデンハウス | 有料(住宅型) | 59名  | 有料(住宅型) | 0名   | △59 |
|           | 有料(介護型) | 0名   | 有料(介護型) | 59名  | 59  |
| 合計        | 795名    |      | 736名    |      | △59 |

## 2 転換後の施設

特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム・介護型)

## 3 転換時期

令和3年6月頃(詳細は東京都との協議により決定する)

## 4 有料老人ホームの種類(参考)

## (1) 介護型

介護が必要となった場合、介護サービスは有料老人ホームのスタッフが提供する。東京都による特定施設入居者生活介護(※)の指定が必要。

※施設の職員から介護や家事、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話、機能訓練および療養上などのサービスを受けるもの。

## (2) 住宅型

介護が必要となった場合、訪問介護等外部の在宅介護サービスを利用する。

## (3) 健康型

介護が必要となった場合、契約を解除して退去の必要がある。

以上